



高齢ドライバーの事故

連日のように高齢ドライバーによる交通事故がマスコミをにぎわせています。

横浜市港南区で昨年10月、小学一年生の男児が亡くなった事故に続き、今年に入り栃木県の大学病院や都内のコンビニでいずれも80代のドライバーによる事故が相次ぎました。

平成29年3月には、高齢ドライバーの認知機能のチェックを厳しくする改正道路交通法が施行されることになりました。医師の診断を必要とする人の大幅増加が見込まれ、医療体制不足が懸念される一方で、免許が取り消されて交通手段を失った高齢者の暮らしを不安視する声もあります。

改正道交法施行

高齢ドライバーの重大事故を防ぐため、75歳以上の運転免許保有者に対し、記憶力や判断力の認知機能検査を強化する改正道交法が3月12日にスタートしました。3年に一度の免許更新時の検査で「認知症の恐れ」と判定された場合には、医師による診察を受けることが義務化されます。逆走や信号無視など18項目の違反をしたときも、臨時検査を受けなければなりません。警察庁によると、2015年は4027人が医師の診察を課せられ、うち1172人が認知症として免許取り消しや停止の処分となりました。新制度では年間の受診者が約5万人、処分者も約1万5千人に膨らむと予想されます。事故予防に効果が期待される一方、医師との連携や車の運転ができなくなった高齢者の交通手段の確保なども大きな課題となります。

検査方法

検査は楽器や動物などのイラストを見て、一定時間の経過後にどの程度記憶できているか確認したり、指定された時刻の時計の絵を描いたりします。その結果を基に「認知症の恐れあり」を第一分類とし、「認知機能が低下している恐れあり」を第二分類、「認知機能が低下している恐れなし」を第三分類としています。

法改正前も3年に一度の検査は実施していましたが、第一分類でも、一定の違反をしなければ医師の診察は必要ありませんでした。このため、次の検査までの間に認知症が進み、重大事故を起こす危険があるとの指摘がありました。

75歳以上の運転手が昨年一年間、より過失が重い第一当事者となった死亡事故(458件)を分析すると、免許更新時に第一分類とされた人は31人ととどまる一方、第二分類が181人と四割近いことが判明しました。

医療関係者によると、認知機能は急激に低下することもあり、横浜市で事故を起こした男性も、3年前の免許更新時の検査では問題がないとされていました。このため「免許更新時でなくても、高齢運転者の現状をタイムリーに把握する必要がある」としています。

運転免許の自主返納

平成10年から、運転免許の自主返納という制度が始まりました。全国的に、交通事故件数自体は年々減少しているものの、高齢ドライバーによる交通事故は増加する一方ですが、自主返納を促進するため、さまざまな特典を受けられるようになっています。



運転免許を返納した方は、「運転経歴証明書」を申請することができます。この証明書は、運転免許を返納した日からさかのぼって5年間の運転に関する経歴を証明するもので、これまで安全運転に努めてきた証明や記念の品となるものです。「運転経歴証明書」を提示することにより、高齢者運転免許自主返納サポート協議会の加盟店や美術館などで、様々な特典を受けることができます。

警視庁は高齢運転者に対する相談窓口として運転に不安を感じている高齢運転者、またはその家族の皆さんに適切な助言・指導ができるように、「高齢運転者相談窓口」を開設しています。運転に不安を感じたら相談しましょう。(S)